

この規定は、平成22年10月21日に廃止されています。

産学連携学会 支部・研究会規定

(目的)

第1条 特定非営利活動法人産学連携学会(以下「学会」という。)は、定款第3条に定めた目的を達成するために、事業の一環として、会員による「支部」及び「研究会」の活動を推進する。本規定は、支部・研究会に係る事項について定めるものである。

(支部の定義)

第2条 支部は、地域の名称を冠した組織であり、当該地域における産学連携活動に関する共通の課題やテーマについての研究及び事例報告活動などを行うとともに、所轄する地域を活動拠点とする会員相互の情報交換を促進し、交流を深めることを目的とする。

(研究会の定義)

第3条 研究会は、産学連携に関する重点的な課題、研究テーマを選定し、そのテーマに関する研究及び事例交換活動を行うとともに、会員間の情報交流を深めることを目的とする。

(設置)

第4条 支部・研究会の設置は、次の手続きを経るものとする。

- (1) 支部・研究会の設置は、学会正会員5名以上からなる発起人の申請に基づき、事業委員会の承認を得て決定する。
- (2) 支部・研究会設置の申請は、会の名称、発起人(うち、代表1名)、目的、概要、期間等、必要な事項を記入した申請書を提出すること。申請書の様式は別途定める。
- (3) 活動期間は3年以内とし、延長が必要な場合には、申請に基づき事業委員会の審議により継続することができる。

(構成・組織)

第5条 支部・研究会の構成及び組織は、原則として、次の通りとする。

- (1) 支部・研究会は、原則として、学会員をもって構成する。
- (2) 支部・研究会を統括する者として、代表及び若干名からなる幹事を置く。
- (3) 代表及び幹事は、学会員でなければならない。
- (4) 幹事は、会計の会計責任者を兼ねるものとする。
- (5) 代表は、支部・研究会活動に資すると認められ、かつ、参加者の賛同が得られる時、必要に応じて学会員以外の者の参加を求めることができる。

(支部所管地域)

第6条 支部が所管する地域は原則として別表1の通りとする。

2 前項の規定に関わらず、別表1に記載された所管地域以外についても、ある特定地域を含めた支部の設置や、所管地域を統合した支部の設置を妨げるものではない。この場合の支部の名称については、事業委員会と調整の上、決定する。

3 1支部が1地域を所管するものとし、1地域を複数の支部が所管することはできない。

この規定は、平成22年10月21日に廃止されています。

(支部構成員・總會)

第7条 支部の構成員には、その支部が所管する地域を主たる活動拠点とするすべての学会員を含むものとする。

2 支部は、前項の支部構成員による支部總會によって設立され、学会の定款並びに学会の運営方針に反しない範囲で、その運営規定を定めることができる。

3 支部規定の制定には、事業委員会の承認を必要とし、学会の定款もしくは学会の運営方針に反する部分があると事業委員会が判断した時は、その改正を支部に命じることができる。

(運営)

第8条 支部・研究会は自主運営を旨とするが、その活動概要ならびに開催予定は広く学会員に周知しなければならない。

2 支部・研究会は、年度毎に活動計画及び予算計画を立て、これを事業委員会に報告する。設立初年度については、設置承認後2ヶ月を目処に活動計画、予算計画、参加者名簿を提出する。活動計画書、予算計画書、参加者名簿の様式は別紙に定める。

3 支部・研究会は、前項の名簿提出後も、学会員の参加を募り、広く開かれた活動であるものとする。

4 支部・研究会は、参加者名簿を整備し、必要に応じて、その参加状況、運営状況について事業委員会に報告する。

(成果の報告)

第9条 研究会は、当該研究テーマに関する研究成果を大会又は学会誌において報告し、学会員に公表しなければならない。

(補助金)

第10条 学会は、各支部・研究会の申請により、活動費の上限として、年間3万円を補助する。申請書の様式は別途定める。

2 前項の補助金は、原則として、学会の年度を単位とし、その年度内に残金があった場合は、学会に返還しなければならない。

(経費・会計年度)

第11条 支部・研究会の経費は、学会からの補助金、支部・研究会の参加費等によりまかなうものとする。

2 支部・研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学会の活動支援)

第12条 学会は、支部・研究会の活動に対して次のような支援を行う。

(1) 学会ニュース、メールマガジン等を通じて、支部・研究会設置を広報し、学会員に対して参加者募集を行う。

(2) 支部・研究会の概要、活動予定等について、学会ホームページに掲載、メールマガジン、

この規定は、平成22年10月21日に廃止されています。

学会ニュース等による配信を行う。

(3) その他支部・研究会活動について必要な支援を行う。

(報告)

第13条 支部・研究会は、学会の年度を単位に、活動報告書及び会計報告書を、それぞれ事業委員会に提出しなければならない。活動報告書及び会計報告書の様式は、別途定める。

2 支部・研究会は、設置期間が終了した時には、成果報告書を事業委員会に提出しなければならない。成果報告書の様式は、別途定める。

(支部・研究会発意の事業)

第14条 支部・研究会の発意により、研究シンポジウム、セミナー等を開催する場合、原則として前年度2月末までに開催内容、予算計画等を記した企画書を事業委員会に提出する。

2 前項の申請について、事業委員会は、学会事業としての開催の可否、予算配分等について審議を行う。

(廃止)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の審議を経て、支部・研究会は廃止となる。

(1) 当該支部・研究会の申請を受け、理事会で廃止相当と認めた場合。

(2) 事業委員会に対して活動報告、会計報告がない場合。

(3) 活動が不十分な支部・研究会について、事業委員会が当該支部・研究会の廃止を発議した場合。

(4) 学会の定款もしくは学会の運営方針に違反した場合。

(規定改廃)

第16条 本規定に定めのない事項は、必要に応じて事業委員会において定める。

2 規程を変更する場合は理事会の議決を経ることを必要とする。

附則1 本研究会規定は、平成19年12月4日から施行する。

附則2 本研究会規定は、平成21年4月26日から施行する。

この規定は、平成22年10月21日に廃止されています。

別表1 各支部が所管する地域

北海道支部	北海道
東北支部	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島各県
関東支部	東京都及び栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、山梨、神奈川の各県
北信越支部	福井、石川、富山、長野、新潟の各県
東海支部	愛知、三重、岐阜、静岡の各県
関西支部	大阪府、京都府、及び兵庫、滋賀、奈良、和歌山の各県
中国支部	岡山、鳥取、島根、広島、山口の各県
四国支部	香川、徳島、愛媛、高知の各県
九州・沖縄支部	福岡、大分、佐賀、熊本、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄の各県

別表2 研究会で取り扱うテーマ：

1. 産学連携のためのシステム
 - ・リエゾンオフィス
 - ・TLO
 - ・インキュベーションラボラトリー
 - ・ビジネススクール
 - ・資金援助機構
 - ・ベンチャーキャピタル
2. 産学連携のプロセス
 - ・コーディネート
 - ・知財マネジメント
 - ・プロジェクト形成
 - ・技術移転
 - ・ベンチャー起業
 - ・産業クラスター形成
 - ・地域連携
3. 産学連携教育
 - ・MOT
 - ・MBA
 - ・インターンシップ
 - ・産学連携学の形成
4. 産学連携のための政策
 - ・技術移転政策
 - ・知財戦略
 - ・戦略プロジェクト
 - ・科学技術政策と産業振興政策の連携
5. 知財の活用
 - ・知的生産サイクル
 - ・基礎研究と特許
 - ・利益相反
 - ・発明の対価
6. 企業イノベーションと学との連携
 - ・イノベーションのプロセス
 - ・開発研究と大学
7. 比較産学連携論
 - ・産業構造と産学連携手法
 - ・地域の特性と戦略的分野設定
8. 産学連携社会学
 - ・産と学の間コンフリクト
 - ・産学連携の構造
 - ・持続的な産学相互作用の形態

備考：別表2は、あくまでも研究会設置にあたっての目安であり、研究会のテーマを限定するものではない。